

# 年度 村・都民税申告書 (家屋敷、事務所・事業所用)

年 月 日

小笠原村長 あて

わたくしの住民税は、住所地（生活の本拠地）の市区町村で課税されますが、1月1日現在において、住所を有していない（生活の本拠地ではない）小笠原村内に家屋敷、事務所・事業所（※）がありますので以下のとおり申告します。

納税義務者	1月1日現在住所	〒		
	ふりがな氏名	Ⓜ	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	個人番号		自宅電話番号	( )
	納税通知書送付先	〒		
	住民基本台帳登録地	〒		

前年中の所得金額	円	<b>【所得税確定申告書や住民税申告書の控の写しまたは源泉徴収票の写しを添付してください。】</b>		
本人該当	<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 未成年			
配偶者・扶養者の情報				
氏名	生年月日	続柄	同居有無	個人番号
	明・大昭・平 年 月 日			
	明・大昭・平 年 月 日			
	明・大昭・平 年 月 日			
	明・大昭・平 年 月 日			
	明・大昭・平 年 月 日			

申告区分	<input type="checkbox"/> 家屋敷 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 事業所（店舗・工場など）		
年1月1日現在申告建物の所在地	東京都小笠原村 島字		
名称または屋号（事務所・事業所の場合）		電話番号	( )

※「家屋敷」とは、居住の目的で住所地（生活の本拠地）以外の場所に設けられた住宅で、自己所有・賃貸にかかわらずいつでも自由に居住できる状態にある建物をいいます。

「事務所・事業所」とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備があって、そこで継続して事業が行われる建物をいいます。

※該当する場合には、均等割（村民税 3,500円・都民税 1,500円）のみ課税されます。